

令和2年度の国民健康保険税率についての検討

<報告案件> 平成30年度国保会計決算の概要について：

◆平成30年度の決算状況と基金保有状況：2頁

- 基金（令和元年度末見込）と剰余金の合計は、約9,200万円
- 前期高齢者交付金精算として、令和2～5年で約4,700万円の返還予定
- 差引すると、使用できる保険料抑制財源は、**約4,500万円**

<諮問案件> 【諮問第1号】令和2年度の国保税率について

◆北海道による「保険料統一の考え方」について（道・国保連の資料より）：3～7頁

- (1) 都道府県広域化後の国保財政の仕組みについて
- (2) 国保事業費納付金について（配分方法と算定フロー）
- (3) 保険料統一に向けた考え方について（今後のスケジュール）

◆改正案について：8～16頁

(1) 税率改正にむけた「方向性」の検討について

- ① 「完全型（標準保険税率）」
 - ◎令和5年度までに、「**標準税率（3方式）**」に移行
 - 資産割を削減し、所得・均等・平等割へと、道提示の額にあわせて増減
- ② 「道意向型（資産割廃止）」
 - ◎令和5年度までに、「**3方式化**」を達成
 - 資産割を削減し、「医療分」の均等・平等割のみを増額
- ③ 「道譲歩型（資産割部分廃止）」
 - ◎令和5年度までに、「**後期支援、介護分の3方式化**」を達成
 - 「後期支援と介護分」の資産割を削減し、「医療分」の均等・平等割のみを増額
- ④ 「独自路線型」
 - ◎現行税率を**据え置き**、今後、納付金及び決算（基金）状況をみながら対応

(2) 税率改正を行う場合の目標年度を「令和5年度」とすることについて

- 令和5年度に、道は「**運営方針**」を改定する予定
- 統一保険料の設定に当たり、「3方式化」を検討する必要がある
- 道内の全体的な流れでは、少しずつ3方式化に進んでいる状況
- 当面の目標として、運営方針改定までに、一定の方向性をつけたい

(3) 国保中央会の「税率試算システム」による試算結果について

- 現行税率と比較した「令和2～5年度」にかけた試算
- 「被保者数、世帯数、課税標準税額」などは、平成30～31年度の**増減分を加味**して推計

～「改正案」について～

①「完全型」：令和5年度までに、「標準税率（3方式）」に移行する

- 4年間での変更で、大きく「**税収増**」となる見込み（R5年では、現行より500万円ほど）
- 低所得者への国補助も、同じく「**増額**」となる見込み（現行より1,500万円ほど）

年度	税収増分	国補助額	合計
R2年	2,520	4,209	6,729
R3年	3,979	8,224	12,203
R4年	5,085	12,056	17,141
R5年	4,960	15,712	20,672

- 世帯数・所得帯での**増減に格差**が出る（変更内容が複雑のため、要素がつかめない）：R2
※資産割のない世帯は、所得・均等・平等割の増減額の影響が大きい（全体的に増額傾向）
※増減額の差が、大きくなる傾向
 - ・中低所得者で増額傾向（～1万円まで/年額） 世帯員数に応じ増加傾向
 - ・高所得者（700万円以上）の多世帯が減額傾向（～▲1万円まで/年額）
 - ・3～600万円では、増減が混在する状況（▲2万円～9,000円）

②「道意向型」：令和5年度までに、「3方式化」を達成（医療分の均等・平等へ）

- 税収減となるが、**低所得者への国補助で補てん**される（財源が税から国補助に移る）

年度	税収減分	国補助額	合計
R2年	▲2,177	2,496	319
R3年	▲4,469	4,897	428
R4年	▲6,928	7,208	280
R5年	▲9,384	9,433	49

- 全体的には「**減額**」となるが、資産割のない世帯など一部で「**増額**」：R2
※資産割のない世帯は、均等・平等割の増減額の影響が生ずる（全体的に減額傾向）
 - ・中高所得（4～800万円）で減額傾向（～▲1万円/年）
 - ・低所得（100万円以下）で減額傾向（～▲1,500円/年）
 - ・中低所得（1～400万円）で増額傾向（～4,000円/年） ※世帯員数に応じ増加傾向
 - ・1人世帯600万円以上で増額傾向（～1,500円） ※中低所得（600万円以下）は増減混在

③「道譲歩型」：令和5年度までに、「支援・介護分の3方式化」を達成（同上）

- 税収減となるが、**低所得者への国補助で補てん**される（財源が税から国補助に移る）

年度	税収減分	国補助額	合計
R2年	▲610	842	232
R3年	▲1,290	1,652	362
R4年	▲2,028	2,431	403
R5年	▲2,778	3,183	405

- 全体的には「**減額**」となるが、資産割のない世帯など一部で「**増額**」：R2
 - ・中低所得（3～500万円と、100万円以下）で減額傾向（～▲9,000円と、～▲1,000円/年）
 - ・低所得（1～300万円）、中高所得（5～700万円）で増額傾向（～1,000円、～4,000円/年）、
 - ・高所得（700万円以上）で、1人世帯は増額、多世帯は減額の傾向